

下水道事業業務状況説明書

〔 令和 4 年度 〕
〔 下 半 期 〕

嬉 野 市

1 事業の概要

(1) 総括事項

本市の下水道事業は、汚水処理による公共用水域の水質保全及び生活環境の向上を図ることを目的として、効率的で計画的な事業運営を進め安定的な経営に努めています。本年度の事業につきまして、公共下水道事業では下岩屋地区の管渠整備を行い、また令和7年度から実施する嬉野浄化センターの機器更新にかかる基本設計(ストックマネジメント計画)を策定しました。また、農業集落排水事業では施設の老朽化に伴う機器の更新を行いました。市営浄化槽事業では、59基の浄化槽を整備し、水洗化率の向上に向けた取り組みを行いました。

業務量は、汚水処理水量が1,218,759^m³で前年度に比べ15,250^m³の増加、有収水量は1,160,108^m³で前年度に比べ99,561^m³の増となりました。

(2) 業務量

	当期末	前期末	増 減
汚水処理水量	1,218,759 ^m ³	1,203,509 ^m ³	15,250 ^m ³
一日平均処理量	3,339 ^m ³	3,297 ^m ³	42 ^m ³
有収水量	1,160,108 ^m ³	1,060,547 ^m ³	99,561 ^m ³

2 経理の状況

ア 収益的収入及び支出

(千円:税込)

科目	予算額	執行額			執行率	
		上半期	下半期	計		
収入	事業収益	793,952	396,969	425,315	822,284	103.6%
	営業収益	192,493	93,350	104,064	197,414	102.6%
	内、下水道使用料	182,951	92,800	94,777	187,577	102.5%
	営業外収益	597,843	300,000	317,141	617,141	103.2%
	特別利益	3,616	3,619	4,110	7,729	213.7%
支出	事業費用	781,244	152,641	611,902	764,543	97.9%
	営業費用	677,947	101,321	562,231	663,552	97.9%
	営業外費用	91,976	44,424	46,293	90,717	98.6%
	特別損失	10,321	6,896	3,378	10,274	99.5%
	予備費	1,000	0	0	0	0.0%

イ 資本的收入及び支出

(千円:税込)

科目	予算額	執行額			執行率	
		上半期	下半期	計		
収 入	資本的收入	568,833	166,375	317,100	483,475	85.0%
	企業債	229,500	0	164,400	164,400	71.6%
	他会計出資金	158,110	158,110	0	158,110	100.0%
	他会計補助金	37,569	0	37,704	37,704	100.4%
	国庫補助金	129,464	0	107,533	107,533	83.1%
	負担金等	14,190	8,265	7,463	15,728	110.8%
支 出	資本的支出	765,888	241,346	376,354	659,985	86.2%
	建設改良費	391,281	54,919	188,177	285,381	72.9%
	企業債償還金	374,607	186,427	188,177	374,604	100.0%

3 予算の概要及び事業の経営方針

令和5年度 嬉野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度嬉野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	4,121 戸
(2) 年間総処理水量	1,196 千m ³
(3) 一日平均処理水量	3,276 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 農業集落排水機器更新設計及び工事	74,700 千円
(ロ) 公共下水道舗装復旧工事	52,000 千円
(ハ) 市営浄化槽設置工事	99,893 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下 水 道 事 業	収 益	831,042 千円
第1項	営 業	収 益	211,439 千円
第2項	営 業 外	収 益	619,603 千円
		支 出	
第1款	下 水 道 事 業	費 用	817,691 千円
第1項	営 業	費 用	732,780 千円
第2項	営 業 外	費 用	81,911 千円
第3項	予 備	費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額146,519千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,263千円、前年度分損益勘定留保資金42,281千円、当年度分損益勘定留保資金90,975千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資 本 的	収 入	505,594 千円
第1項	企 業	債 権	409,600 千円
第2項	他 会 計	補 助 金	38,450 千円
第3項	国 庫	補 助 金	39,404 千円
第4項	負 担	金 等	18,140 千円
		支 出	
第1款	資 本 的	支 出	652,113 千円
第1項	建 設 改 良	費 金	261,436 千円
第2項	企 業 債 償 還	金	390,677 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
脱水汚泥・し渣(収集・運搬・処分)に係る委託料	令和6年度	予算で定める額
佐賀西部広域水道企業団徴収委託料	令和5年度から令和7年度まで	各年度の予算で定める額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	199,600千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営企業会計適用事業	3,600千円	〃	〃	〃
資本費平準化債	206,400千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- ・消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- ・職員給与費 51,219 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、447,098千円である。